

## 第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	3	市民の視点に立った行政サービスの確立	
	小	7	「新しい公共」の確立	
	No.	26	所管課	企画財政部企画政策課
実施項目名	権限移譲の推進			
現状	住民に最も身近な総合行政主体である基礎自治体は、地域住民のニーズに的確に対応した行政サービスを行う役割を担っていることから、自己決定、自己責任に基づく独自の施策を展開することが求められている。			
課題	自治権拡充のための法令による事務権限の移譲や行政サービスの決定権・裁量権の拡大、税財源の充実確保を図るほか、事務処理特例制度の活用による都道府県から市町村への権限移譲など、地方分権の推進が必要となっている。			
具体的な取組内容	<p>①事務処理特例制度による県からの移譲事務や中核市法令移譲事務など、市民サービスの向上を図るために必要な権限について、人員・財政面など多方面から分析・検討を行い、県と協議を行っていく。</p> <p>②住民視点に立った事務権限及び税財源の移譲など、地方分権改革の推進について、全国市長会、中核市市長会などと連携しながら、今後も、国に要望を行っていく。</p>			
期待される効果	・事務権限の自由度の拡大や権限とそれに伴う税財源移譲により、自主、自立性の高い自治体を目指すことができる。			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
権限移譲事務に係る県との協議		実施	⇒	⇒
地方分権改革推進に関する要望活動		実施	⇒	⇒
宮崎県市長会研究会での活動			実施	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討 ○：一部実施、方針決定 ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>①分析・検討、県との協議 中核市市長会の権限移譲・都市制度検討プロジェクトにおいて、これまでの権限移譲を含む地方分権改革の総括を行った。 また、県・市町村連携推進会議地方分権検討部会で年2回協議するとともに、個別に県総合政策課及び市町村課と権限移譲に関する意見交換会を開催した。(H25年8月)</p> <p>②国への要望 本市独自、県市長会及び全国市長会において地方分権改革の推進について要望活動を実施。中核市市長会では税財源の確保を重点提言として要望した。</p>
	最終	◎	<p>①分析・検討、県との協議 引き続き、中核市市長会の権限移譲・都市制度検討プロジェクトの活動に加え、総務省が行う総括にあわせて、本市におけるこれまでの権限移譲を含む地方分権改革の総括を行った。</p> <p>②国への要望 中核市市長会において税制改正に関する要請や法人住民税課税の現行制度の堅持、中核市財政の実態に即した財源拡充等について緊急要請・提言を行った。</p>
26年度	中間	○	<p>①分析・検討、関係機関等との協議 中核市市長会の権限移譲・都市制度検討プロジェクトにおいて、これまでの権限移譲を含む地方分権改革の活動報告及び提言書の取りまとめを行った。 また宮崎県市長会において、5月に「市町村の機能強化に向けた研究会」を設置し、人口減少社会における県と市町村のあり方等について協議(5月、7月、8月、10月)してきており、10月に提言の方向性を整理した中間報告を行った。</p> <p>②国への要望等 本市独自、県市長会及び中核市市長会、全国市長会において地方分権改革の推進について要望活動を実施。また、今年度新たに始まった「提案募集方式」への対応として、中核市市長会から国に対して提案を提出した。</p>
	最終	◎	<p>①分析・検討、関係機関等との協議 中核市市長会の権限移譲・都市制度検討プロジェクトにおいて、これまでの権限移譲を含む地方分権改革の活動報告及び提言書の取りまとめを行った。 また宮崎県市長会において、5月に「市町村の機能強化に向けた研究会」を設置し、人口減少社会における県と市町村のあり方等について協議(5月、7月、8月、10月、11月、2月、3月)してきており、3月に提言についての取りまとめ等を行った。</p> <p>②国への要望等 本市独自、県市長会及び中核市市長会、全国市長会において地方分権改革の推進について要望活動を実施。また、国への「提案募集方式」への対応として、中</p>
27年度	中間	○	<p>①分析・検討、関係機関等との協議 中核市市長会の権限移譲検討プロジェクトにおいて、「地方分権改革に関する提案募集方式の制度改善を求める提言」の取りまとめを進めている。 また、県の事務処理特例制度の活用について、庁内での検討及び県との協議を行った。</p> <p>②国への要望等 本市独自、県市長会及び中核市市長会、全国市長会において地方分権改革の推進について要望活動を実施。また、地方分権改革に関する提案募集方式を活用し、国への権限移譲・規制緩和に係る提案について、他団体との共同提案を実施した。</p>
	最終	◎	<p>①分析・検討、関係機関等との協議 中核市市長会の権限移譲検討プロジェクトにおいて、「地方分権改革に関する提案募集方式の制度改善を求める提言」の取りまとめを行った。 また、県の事務処理特例制度の活用について、庁内での検討及び県との協議を行った。 宮崎県市長会においては、「市町村の機能強化に向けた研究会」に専門部会を設置し、「専門的な技術を有する人材の育成・確保」をテーマとして、町村も交えて検討を行った。</p> <p>②国への要望等 本市独自、県市長会及び中核市市長会、全国市長会において地方分権改革の推進について要望活動を実施。また、地方分権改革に関する提案募集方式を活用し、国への権限移譲・規制緩和に係る提案について、他団体との共同提案を実施した。</p>

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

## 第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	3	市民の視点に立った行政サービスの確立	
	小	7	「新しい公共」の確立	
	No.	27	所管課	地域振興部地域コミュニティ課、企画財政部企画政策課
実施項目名	都市内分権のあり方の検討			
現状	平成18年から地域自治区を設置し、その中心的役割を担う地域協議会や身近な行政サービスを提供する事務所等が設けられている。また、各地域自治区には地域まちづくり推進委員会が組織され、交付金を活用して地域課題の解決のために様々な活動が実践される等、都市内分権に向けた基本的な仕組みは整備されつつある。			
課題	地域自治区制度がスタートして7年目を迎え、今後の課題として、地域の事務所の権限のあり方や事務所の組織のあり方、各種団体におけるリーダー等の人材不足や補助金の効果的な活用のあり方等があげられている中、それぞれの地域がさらに自主・自律性を高めるための仕組みづくりが求められている。			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域コミュニティ活動交付金及び各種団体への補助金のあり方の検討</li> <li>②地域事務所等のあり方の検討</li> <li>③「都市内分権のあり方」報告書素案の作成</li> <li>④各地域における報告書素案を題材にした意見交換会の開催</li> <li>⑤「都市内分権のあり方」報告書の作成</li> </ul>			
期待される効果	・地域内、庁内における分権も含めた都市内分権のあり方を検討し、その検討結果を広く市民に公表し、議論を深めていくことにより、住民自治の発展に関する市民の理解と意識が高まるとともに効率的で市民に信頼される行財政運営が図られる。			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
「地域コミュニティ活動交付金及び各種団体への補助金のあり方」の庁内での検討		実施	⇒	
「地域事務所等のあり方」の庁内での検討		実施	⇒	
各地域自治区における意見交換会の実施			実施	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討    ○：一部実施、方針決定    ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<p>①「地域コミュニティ活動交付金及び各種団体への補助金のあり方」について、7月末から8月上旬において、地域コミュニティ課と企画政策課の合同による、各課所管補助事業の個別ヒアリング（補助事業担当者からの聴き取り）を行い、その結果等について分析作業を実施。</p> <p>②「地域事務所等のあり方」について、6月に、地域コミュニティ課、企画政策課、人事課行政改革推進室で『都市内分権のあり方検討プロジェクトチーム』を設置し、これまで8回の検討会議を実施。</p>	
	最終	○	<p>①「地域コミュニティ活動交付金及び各種団体への補助金のあり方」について、各課所管補助事業の個別ヒアリング結果等の分析作業を引き続き実施。</p> <p>②「地域事務所等のあり方」について、『都市内分権のあり方検討プロジェクトチーム』による検討会議を計10回実施。</p> <p>③報告書素案となる「分権型社会における宮崎市のあり方～5年・10年後の宮崎市のかたち～【基本的な考え方】」を作成し、戦略推進会議及び調整会議で報告。</p>	
26年度	中間	○	<p>①「地域コミュニティ活動交付金及び各種団体への補助金のあり方」について、地域コミュニティ活動交付金評価委員会において各地域まちづくり推進委員会からのヒアリングを実施。（7月）</p> <p>②地域コミュニティ課、企画政策課、人事課行政改革推進室で「都市内分権の推進について」を課題テーマとする政策課題検討チームを設置し、住民自治の充実に向けた都市内分権のロードマップ作成に向け、4回の協議を実施。</p>	
	最終	○	<p>①「地域コミュニティ活動交付金のあり方」については、地域コミュニティ活動交付金評価委員会や地域まちづくり推進委員会連絡会などで今後のあり方について議論を深めた。</p> <p>②「地域事務所等のあり方」については、地域事務所の体制を一部見直し、地域協議会の機能強化を図りながら、地域まちづくり推進委員会事務局への支援を強化する方針をまとめた。</p>	
27年度	中間	○	<p>①「地域コミュニティ活動交付金のあり方」については、地域コミュニティ活動交付金評価委員会において各地域まちづくり推進委員会からのヒアリングを実施した。（7月）</p> <p>②「地域事務所等のあり方」については、2つの地域事務所に地域調整担当職員を先行配置し、地域協議会の機能強化を図るとともに、地域まちづくり推進委員会事務局への支援強化策について検討を行った。</p>	
	最終	○	<p>①「地域コミュニティ活動交付金のあり方」については、評価委員会とまちづくり推進委員会連絡会との合同会議を実施し、意見交換会を行い次年度の検討課題を共有した。</p> <p>②「地域事務所等のあり方」については、地域協議会の機能強化や各種団体の連携強化のため、各地域事務所に年次計画的に地域調整担当職員を配置する方針をまとめた。</p>	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

## 第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	7	「新しい公共」の確立	
	No.	28	所管課	建設部土木課
実施項目名	河川愛護会制度の普及促進			
現状	<p>市が管理する河川には、市長が指定した32の準用河川と普通河川がある。河川の機能を保持し、家屋等の浸水被害軽減、及び自然・生活環境の保全を図るため、河川維持事業として機能管理を行っている。6河川では8つの河川愛護会が、草刈などの維持管理を実施している。</p>			
課題	<p>草刈や浚渫(しゅんせつ)など河川管理に対する市民からの要望が年々増加しており、行政だけの対応は厳しくなっている。このため、河川堤防等の草刈や河川巡視については河川愛護会との協働が重要となっている。</p>			
具体的な取組内容	<p>・11河川で14団体の河川愛護会の組織結成を目指す。</p> <p>【河川愛護会団体数】 H25: 11団体 H26: 13団体 H27: 14団体</p>			
期待される効果	<p>・河川に対する地元の愛着度の増大 ・河川維持管理費の削減</p>			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
河川愛護会の結成支援		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討    ○：一部実施、方針決定    ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	△	1河川において、地元3団体と調整中	
	最終	○	平成26年度当初から、1河川3団体追加結成の方針決定 (6河川8団体 ⇒ 7河川11団体)	
26年度	中間	△	1河川3団体の結成の準備(申請依頼中)	
	最終	○	1河川1団体を追加結成 (6河川8団体 ⇒ 7河川9団体)	
27年度	中間	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1河川3団体の結成準備(活動範囲の確認、申請依頼中)</li> <li>・河川改修等事業箇所での結成準備(活動内容の説明)</li> </ul>	
	最終	○	平成28年度から2河川1団体の追加結成の方針決定 (7河川9団体⇒8河川10団体)	



得られた効果						
	25年度	公共事業として発注した場合の予定額が3,971千円に対し、河川愛護会への報奨金が1,377千円となることから、2,594千円の節減効果があった。				
		効果額内訳	不要額	3,971 千円	積算内訳	
		2,594 千円	必要額	1,377 千円	積算内訳	
	26年度	公共事業として発注した場合の予定額が3,554千円に対し、河川愛護会への報奨金が1,471千円となることから、2,083千円の節減効果があった。				
		効果額内訳	不要額	3,554 千円	積算内訳	
		2,083 千円	必要額	1,471 千円	積算内訳	
27年度	公共事業として発注した場合の予定額が3,469千円に対し、河川愛護会への報奨金が1,406千円となることから、2,063千円の節減効果があった。					
	効果額内訳	不要額	3,469 千円	積算内訳		
	2,063 千円	必要額	1,406 千円	積算内訳		

## 第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	7	「新しい公共」の確立	
	No.	29	所管課	教育委員会生涯学習課
実施項目名	公立公民館等の組織体制及び管理運営方法の見直し			
現状	教育委員会所管であった公立公民館等の管理運営は、平成21年度から旧宮崎市域18館、23年度からは、3町域10館(学習等供用施設2館を含み、田野公民館・田野地区農村環境改善センターは各々1館)を、市長部局に移管した。			
課題	①公民館職員に関することや施設の建設などは教育委員会、管理運営や地区行事などは地域振興部が所管するなど、公民館の業務が分かれていることから、部局間連携の改善が課題となっている。 ②地域が主体となった公民館の管理運営への期待が、地域から高まっている。			
具体的な取組内容	①所管業務(分担業務)に関する地域振興部との協議・調整 ②地域主体の管理運営方法の検討(モデル地区の選定を含む)			
期待される効果	・行政内部及び市民ともに、分かりやすい組織体制・所管業務の確立 ・地域主体のまちづくりの推進			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①所管業務に関する地域振興部との協議・調整		協議・調整	実施	⇒
②地域主体の管理運営方法の検討(モデル地区の選定を含む)		検討	⇒	⇒
備考 (用語の説明)				

各年度の取組概要		△：準備、検討    ○：一部実施、方針決定    ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 直面する課題から地域振興部との協議を実施した。</li> <li>② 他都市の状況の調査研究を行い、管理運営を担う地域振興部との協議を実施した。今後も、引き続き協議を進めていく。</li> </ul>	
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 佐土原地区の公民館建設に伴い直面する課題から地域振興部との協議を実施した。</li> <li>② 指定管理者制度導入に係る課題の洗い出し作業などの状況から、導入時期を含め今後検討を進めていくこととした。</li> </ul>	
26年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係部局と協議の場を設け、組織体制や公立公民館のあり方について、検討を実施した。今後も引き続き、総合支所のあり方も注視し、組織改革も視野に入れ、協議・調整を行っていく。</li> <li>② 指定管理者制度を導入する施設の選定条件のひとつとして、「地域自治区地域協議会からの賛同する意見書の提出」が必要なことを方針として決定した。</li> </ul>	
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 継続して関係部局と協議したが業務を一元化するには課題が多く、公民館の建物・機能のあり方を含めて検討することが効率的であるため、公共施設評価の総合評価方針に合わせ、平成29年度までに検討を終了させることとした。協議を重ねる中で、部局間連携の改善は図られているが、今後も引き続き、関係部局との協議を行う。</li> <li>② 一地域自治区地域協議会から、指定管理者制度導入に関する意見書が提出されたことから、関係課と協議した。全市的な管理運営の方法の検討は、施設評価に合わせ実施する。</li> </ul>	
27年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公民館(中央公民館を除く。)に関する業務については、将来の一元化に向けて、地域住民からの視点や社会教育行政の推進を踏まえつつ、可能な限り地域振興部へ移行する方向で協議を進めることとした。</li> <li>② 昨年度意見書を提出された地域協議会に対し、公民館業務についての資料を配付した。</li> </ul>	
	最終	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公民館(中央公民館を除く。)に関する業務については、H28.4から地域振興部に移管することになった。</li> <li>② 他市の公民館運営についての状況を調査。①に伴い、中央公民館以外の公民館等については地域振興部が主体となって管理運営の方法を検討する。また、関係条例等の整理が必要なことから、今後も関係部局との協議を行う。</li> </ul>	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)—必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

## 第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	7	「新しい公共」の確立	
	No.	30	所管課	消防局警防課
実施項目名	地域消防防災支援隊の育成			
現状	平成22年度に組織体制を見直し、宮崎市内の地域住民の防災活動及び災害時の消防活動を支援することを目的として結成された。 各地域での自主防災組織の訓練指導ができるように研修会等を実施して、隊員の育成に務めている。			
課題	自主防災組織等の防災訓練において、消防職・団員の支援だけでなく、地域の防災指導者として指導ができる隊員の育成に取り組む必要がある。			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防局主催による研修会、協議会の開催</li> <li>②地域における防災訓練への参加、指導</li> <li>③地域協議会との連携強化</li> </ul>			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対する効率的な防災指導による地域の災害対応能力の向上</li> <li>・地域との連携強化による地域主導型の防災訓練の実施</li> </ul>			
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①研修会の開催		実施	⇒	⇒
②防災訓練への参加、指導		実施	⇒	⇒
③地域協議会との連携		実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	宮崎市地域消防防災支援隊 消防職員OB及び団員OBにより結成された組織（隊長1、副隊長2、支部長16（組織））			

各年度の取組概要		△：準備、検討    ○：一部実施、方針決定    ◎：実施完了、効果継続		
25年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防局主催による研修会、協議会の開催 支援隊育成のための研修会、協議会を実施(2回)</li> <li>②地域における防災訓練への参加、指導 地域の防災訓練や防災会議に参加、活動支援に取り組んでいる。</li> <li>③地域協議会との連携強化 地域協議会やまちづくり推進委員会へ参画し、地域との連携に取り組んでいる。</li> </ul>	
	最終	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防局主催による研修会、協議会の開催 支援隊育成のための研修会、協議会を実施(3回)</li> <li>②地域における防災訓練への参加、指導 地域の防災訓練や防災会議に参加、活動支援に取り組んだ。</li> <li>③地域協議会との連携強化 地域協議会やまちづくり推進委員会へ参画し、地域との連携に取り組んだ。</li> </ul>	
26年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防局主催による研修会、協議会の開催 支援隊育成のための研修会、協議会を実施(2回)</li> <li>②地域における防災訓練への参加、指導 地域の防災訓練や防災会議に参加、活動支援に取り組んでいる。</li> <li>③地域協議会との連携強化 地域協議会やまちづくり推進委員会へ参画し、地域との連携に取り組んでいる。</li> </ul>	
	最終	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防局主催による研修会、協議会の開催 支援隊育成のための研修会、協議会を実施(4回)</li> <li>②地域における防災訓練への参加、指導 地域の防災訓練や防災会議に参加、活動支援に取り組んだ。</li> <li>③地域協議会との連携強化 地域協議会やまちづくり推進委員会へ参画し、地域との連携に取り組んだ。</li> </ul>	
27年度	中間	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防局主催による研修会、協議会の開催 支援隊育成のための研修会、協議会を実施(2回)</li> <li>②地域における防災訓練への参加、指導 地域の防災訓練や防災会議に参加、活動支援に取り組んでいる。</li> <li>③地域協議会との連携強化 地域協議会やまちづくり推進委員会へ参画し、地域との連携に取り組んでいる。</li> </ul>	
	最終	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防局主催による研修会、協議会の開催 支援隊育成のための研修会、協議会を実施(4回)</li> <li>②地域における防災訓練への参加、指導 地域の防災訓練や防災会議に参加、活動支援に取り組んだ。</li> <li>③地域協議会との連携強化 地域協議会やまちづくり推進委員会へ参画し、地域との連携に取り組んだ。</li> </ul>	

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		

## 第7次宮崎市行財政改革大綱実施計画調書

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営	
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立	
	小	7	「新しい公共」の確立	
	No.	31	所管課	消防局警防課
実施項目名	応急手当法の普及啓発の推進			
現状	<p>応急手当研修センターをはじめ各署所において、年間2万人の受講者を目標に応急手当法の普及啓発を進めている。</p>			
課題	<p>住民の応急手当法への関心も高まってきており、受講申込みが重複し十分に対応できない場合もある。</p>			
具体的な取組内容	<p>・各事業所等に応急手当普及員を養成する。</p> <p>【普及員養成者数】 H25: 50人 H26: 50人 H27: 50人</p>			
期待される効果	<p>・各事業所内で救命講習会が開催でき、応急手当法の普及が期待される。</p>			
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度
応急手当普及員講習会の開催			実施	実施
備考 (用語の説明)	<p>応急手当普及員・・・24時間の講習を修了した者で、事業所内や地域において応急手当法の指導を行うことができる</p>			



各年度の取組概要		△：準備、検討    ○：一部実施、方針決定    ◎：実施完了、効果継続	
25年度	中間	○	<p>【応急手当普及員講習会の計画・募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当普及員を養成するため、学校・事業所を対象に2回を計画</li> <li>・計画に基づき講習会案内を送付</li> </ul> <p>【応急手当普及員講習会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月23日～25日に講習会実施(22名認定)</li> <li>・8月6日～8日に講習会実施(27名認定)</li> </ul>
	最終	◎	<p>学校・事業所等を中心に応急手当普及員を76名、応急手当指導員を6名養成した。</p> <p>また、応急手当普及員による救命講習会を49回実施し、受講者数は989名であった。</p>
26年度	中間	○	<p>【応急手当普及員講習会の計画・募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当普及員を養成するため、学校・事業所を対象に2回を計画</li> <li>・計画に基づき講習会案内を送付</li> </ul> <p>【応急手当普及員講習会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月23日～25日に講習会実施(30名認定)</li> <li>・8月5日～7日に講習会実施(21名認定)</li> </ul>
	最終	◎	<p>学校・事業所等を中心に応急手当普及員を51名、応急手当指導員を5名養成した。</p> <p>また、応急手当普及員による救命講習会を81回実施し、受講者数は1,898名であった。</p>
27年度	中間	○	<p>【応急手当普及員講習会の計画・募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当普及員を養成するため、学校・事業所を対象に2回を計画</li> <li>・計画に基づき講習会案内を送付</li> </ul> <p>【応急手当普及員講習会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月22日～24日に講習会実施(29名認定)</li> <li>・8月5日～7日に講習会実施(31名認定)</li> </ul>
	最終	◎	<p>学校・事業所等を中心に応急手当普及員を66名、応急手当指導員を40名養成した。</p> <p>また、応急手当普及員による救命講習会を66回実施し、受講者数は1,624名であった。</p>

得られた効果		[効果額]=不要額(取組みにより不要となった(生み出された)額)-必要額(取組みに要した額)				
	25年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
	26年度					
		効果額内訳	不要額		積算内訳	
			必要額		積算内訳	
27年度						
	効果額内訳	不要額		積算内訳		
		必要額		積算内訳		